

令和8年度千葉県相談支援従事者現任研修の実施に係る指定 研修事業者の指定申請要領

第1 概要

千葉県では、令和8年度の相談支援従事者現任研修を、千葉県知事（以下「知事」という。）の指定する研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）に行わせることとします。

指定研修事業者となるには、上記研修を実施する指定研修事業者の指定を知事に申請し、指定を受ける必要があります。

指定申請は、千葉県相談支援従事者研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱（以下「指定要綱」という。）及び本要領の規定に基づき行ってください。

第2 指定の要件

1 事業実施者に関する要件

知事に指定研修事業者の指定を申請する者（以下「指定申請者」という。）は、次のいずれかに該当する法人であること。

- (1) 県内市町村
- (2) 現に県内で活動する福祉に係る職能団体
- (3) 現に県内で障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス（ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を除く。）又は相談支援を行う事業、若しくは児童福祉法に基づき障害児入所施設又は児童発達支援センター、若しくは障害児通所支援又は障害児相談支援を行う事業を経営する団体
- (4) 前号に規定する者を主な会員とする県内事業者団体

2 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が、実施要綱の規定に従い実施されること。
- (2) 研修カリキュラムが、実施要綱別表に定める標準カリキュラムの内容に従ったものであること。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えありません。

3 その他の要件

指定要綱第2の規定のとおりです。

第3 指定の有効期間

研修事業の指定の有効期間は、原則知事が指定した日から当該年度の末日までです。

ただし、災害、感染症その他により指定研修事業者の責に帰すことができない事由が生じた場合には、その限りではありません。

第4 指定申請の方法

指定申請者は、指定要綱に規定する申請書類（正本1部）を持参又は郵送により提出してください。

第5 指定申請の期限

指定申請者は、申請書類を令和8年6月4日（木）午後5時（必着）までに提出してください。

第6 申請書類の提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁本庁舎12階）

千葉県健康福祉部障害福祉事業課地域生活支援班 担当：兵頭

電話：043(223)2335

メールアドレス：syohuk_chiiki@mz.pref.chiba.lg.jp

第7 実地研修の実施

千葉県では、相談支援従事者研修事業による研修効果を高めるため、研修カリキュラムの中に「前期インターバル」と「後期インターバル」を設定しており、このインターバル期間に実地研修を行います。

前期インターバルでは、研修受講生が実際に関わっている障害当事者についての事例を作成することにより、相談支援プロセスの実践を行います。

後期インターバルでは、研修受講者が地域の基幹相談支援センター及び地域の自立支援協議会を訪問した上で実習を行い、事例検討及びスーパービジョンを行います。

このため、実施要綱別表に定める「相談支援従事者現任研修」標準カリキュラムの科目1から科目3までの6時間（約1日）を終了後、前期インターバルとして2週間以上の間隔を確保し、科目4の個別相談支援とケアマネジメントの6時間（約1日）を終了後、後期インターバルとして約2か月の間隔を確保してください。

また、後期インターバルでは、「実地研修の実施機関及び実施日等一覧」

を千葉県が作成し、研修初日の約1週間前までに提供しますので、当該一覧を研修受講生に配布していただくとともに、研修受講生自身が実施機関へ直接申し込みを行うため、その旨を周知してください。

なお、実施研修の実施に関する詳細については、指定研修事業者を決定後に説明します。

第8 指定する法人数について

指定の決定は、指定要綱第5の規定のとおり決定するものとするが、前記のとおり実地研修を実施することとしており、特に後期インターバルの実地研修では、実施機関の負担を最小限にする必要があるため、複数のインターバル期間を設定することが困難なことから、指定する法人数は1法人とします。

第9 選定方法

申請書類等の形式的審査を行い、その後「第10 選考基準」により総合的に評価し、指定研修事業者を選定します。

第10 選考基準

別紙「千葉県相談支援従事者現任研修の指定研修事業者選考書」で定める選考項目及び評価基準により採点し、採点の合計得点が最も大きい申請者を選定し、最も大きい合計得点が同点の場合は、審査により最も優れた申請者を選定します。

なお、選考に係る審査は非公開で行い、問合せや異議には一切応じません。

第11 その他事業実施に際しての留意事項等

1 予想される受講者数

約250名

※ 原則として、上記以上の受講者数を想定した事業計画を作成の上、申請してください。ただし、上記人数を超える応募があり、事業計画の範囲で受入が可能な場合は、その受入を妨げません。

2 受講者の選定

研修受講者の募集により申込者の数が定員を上回った場合には、指定研修事業者は、令和8年度又は令和9年度中に本研修を受講しないと資格失効となる者を優先して受講者を選定してください。

3 指定申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

4 提出された書類は、一切返却できません。

- 5 研修の効果を検証するため、県が定めるところにより受講者に対しアンケートを実施し、その結果を県に提出してください。
- 6 別紙「相談支援従事者現任研修及びサービス管理責任者等更新研修実施に係る留意事項について」に十分留意するよう努めてください。

千葉県相談支援従事者現任研修の指定研修事業者選考書

申請者	
採点日	令和8年 月 日
選考者氏名	
採点合計	／ 50点満点

【選考方法】

- 評価基準は「3」を標準として、以下の基準により50点満点で採点する。
5：優れている 4：やや優れている 3：適当（十分）である
2：やや不適當（不十分） 1：不適當（不十分）
- 合計得点が最も大きい申請者を選定する。
- 最も大きい合計点数が同点の場合は、審査により最も優れた申請者を選定する。

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点	採点
業務遂行能力	① 研修事業の実施に向け、実現可能な体制となっているか	5・4・3・2・1	
	② 類似事業についての実績があるか	5・4・3・2・1	
	③ 研修事業の運営に必要な財政基盤を有しているか	5・4・3・2・1	
企画力	① 実施要領の内容は、研修事業の目的達成が期待できる内容となっているか	5・4・3・2・1	
	② 研修カリキュラムが、実施要綱に定める内容に沿ったものであるか	5・4・3・2・1	
	③ 研修の講師等は実施要綱に定める者となっているか。また、演習の実施に関して適当な人数が確保されているか	5・4・3・2・1	
	④ 研修事業を実施するために必要な会場及び研修教材等が確保されているか	5・4・3・2・1	
独自性	① 研修カリキュラム等は、相談支援に従事する者の資質向上に寄与する内容になっているか	5・4・3・2・1	
	② その他、研修の実施に関して独自性が期待できる内容があるか	5・4・3・2・1	
受講料・所要経費	① 受講料は適正な額か。また、事業収支予算書に所要経費及び受講料の算定根拠が明確に示されているか	5・4・3・2・1	

相談支援従事者現任研修及びサービス管理責任者等更新研修 実施に係る留意事項について

標記の研修を実施するにあたり、以下のことに十分留意するよう努めてください。

○講師に係る留意事項

- ・研修の運営を円滑に行うことができるよう、十分な人員を確保してください。
具体的には、特定の障害の分野について偏ることなく、受講生からの質疑に十分対応できるようにしてください。
- ・受講生の発言を引き出すファシリテーションを行うことができる人材を確保してください。
- ・スーパービジョン演習については、スーパービジョンの基礎を学び経験を積んだ方が担当してください。

○講義及び演習での留意事項

- ・本県の事例を取り入れてください。
- ・受講生が業務を具体的にイメージすることができ、深い理解につながるよう、経験談を盛り込んだものとしてください。
- ・演習については、受講生が、テーマの目標や論点、着地点について理解できるように説明してください。

○その他

- ・研修終了後、受講者に対しアンケートを実施し、研修内容について検証してください。
- ・アンケートの項目は、県から指示した項目は最低限盛り込むようにしてください。